

「日本目録規則 新版 予備版」の
表現についての疑義

Ambiguity and Insufficiency in the
Nippon Cataloging Rules, Preliminary
New Edition, 1977

小 林 胖
Yutaka Kobayashi

Résumé

The Nippon Cataloging Rules have been compiled and published by the Japan Library Association in three editions, 1952, 1965 and 1977. The revision work was initiated in 1971 and the preliminary edition was published in December 1977. Its successive drafts were subjected to public hearings in due course.

The new (preliminary) edition is based on the principle of independent description on unit cards, entirely different from that of preceding editions. And its scope of application is limited to Japanese books and other materials. In comparing with the earlier editions the author analyzes its structure and phrasing. Attention is given to the first part of the Rules and it was recommended to be modelled on other rules and legal documents.

As to the basic terminology, the author selected terms used in articles 1.1 through 1.5 and proposes revisions. One of the reasons of the ambiguity in the Rules seems to be originated from poor definitions, which is already intensively criticized by a study group of the Japan Institution of Library Science. As the new Rules adopts *Katakana* headings for author, title, and subject entries, it is necessary to establish orthography (or transcription rules) in this script, but that for borrowed words is particularly fluctuating as well as classical words, so that there may arise confusion in this regard. Second problem is the use of signs in headings and descriptions, particularly in relation to titles and subtitles. The Rules do not use punctuation marks as given in the ISBD(M), instead, spaces and signs are used elsewhere frequently without any explications. The author tries to make the use of rather arbitrary signs as least as possible without incurring difficulty in the ease of identification.

I. 序

II. 基本用語と基本概念

小林 胖：慶應義塾大学文学部図書館・情報学科教授
Yutaka Kobayashi; Professor, School of Library and Information Science, Keio University.

「日本目録規則 新版 予備版」の表現についての疑義

- A. 目録規則の“目的”
 - B. “編成”と“構成”
 - C. “記入”と“目録カード”
- ### III. 表記法および記号の使い方
- A. 表記の問題
 - B. 記号の使用, 不使用
- ### IV. ま と め

I. 序

『日本目録規則 新版 予備版』は1977年12月6日付で発行された。その目録委員会報告によれば、委員会の発足は1970年とされているから、7年間の経過は十分にこの事業の難しさを推量させるものがある。いうまでもなく、1960年代後半から70年代前半にかけての10年は、コンピュータ（オンライン）化と、これに基づく国際協力化の実現の時期として特性づけられるのである。これは目録事業のみならず、科学技術情報活動の領域でも、同等に典型的に見られるところである。

しかしながら、審議過程はいざしらず、この『日本目録規則 新版 予備版』（以下、新版と略記する）では、結局コンピュータ化には全く触れず、このことは、一面ではわが国の現状からみて穏当な見解というべきであるが、他面、ごく近い将来に、もう一度全面的見なおしが必要となるのではあるまいか、という予測をも与えるゆえんである。

上記委員会報告によれば、今回の案までに数次にわたり、基本方針、中間案の公開討議、関連基礎資料（ISB D）などの整備などの努力が見られる。

この新版の最終案ともいうべきものに対して、早くも1977年11月、日本図書館研究会の整理技術研究グループによる、“徹底的な用語および用語解説についての批判”⁽²⁾が発表されている。この批判は全体としてよくまとめられ、“用語”の面を通じての明確かつ具体的な問題提起として重要な意義をもつものと考えている。

さらに、藤井千年による“件名目録の排列についての批判と提言”⁽³⁾と同じく山下栄の“分類目録の件名索引法”⁽⁴⁾も、少なくとも語順排列の点で藤井と共通する思想がある。丸山悦三郎は、新規則を認めるとしても、基本記入方式をとってきた従来の目録との“かみ合せ”という形で問題の所在を指適し、解決を求めている。⁽⁵⁾ いず

れも聞くべき点が少なくないようである。

以上の所説を補完するものとしては、木村正昭の“岡山大学附属図書館における目録編成”⁽⁶⁾が貴重である。これより時期的に少し早いために、新版との関係は原則としてないとしても、真中祐一の“都立中央図書館における和書の目録作業”⁽⁷⁾も、現場からの報告として、同等の価値があり、示唆するものが極めて多く、かつ深い。

いま、筆者の当面の立場を明らかにしつつ、与えられた『日本目録規則 新版 予備版』をその姿なりにとらえ、上記の整理技術グループが取り上げなかった二三の用語（概念）を論じ、本文については主としてその表現、条文間の表現の統一、さらに表記および記号の取り扱い規定に限定して若干の考察を行うこととする。

さて、筆者の立場は、前稿⁽⁸⁾で提示した如く、利用者の言語環境（意識といってもよい）との最大限の合致、さらに、一般書誌とのできる限りの整合という、一種の状況的アプローチである。状況の一例として、たとえば現在わが国で最大の書誌作成機関は日本科学技術情報センター（JICST）であるという見方が成り立つことを指摘しておきたい。もちろん、JICSTは、主題領域は狭義の科学技術に限定され、その処理対象は主として雑誌論文である。そして、その年間処理件数は35万をこえている。いうまでもなく、これには“目録”のほか、抄録と平均1件当たり5箇のキーワードが付与され、すべて機械可読型式で入出力蓄積され、カナモードのオンライン検索も既に公衆回線が使用できるようになっており、漢字モードのオンライン検索の試験も公開した。

1つの書誌的単位（雑誌論文）の完全な“記述”は、二次情報活動の第一歩である。しかも、JICSTの場合、これに収録された原報はすべて自己所蔵のものであるから、これは定義において目録であるとしなければならない。さらに、日本語抄録による迅速な“代表性”、やや深い主題索引作業は、平均の“目録”が与える以上の検

索性を与える。これまでの JICST の処理件数は、単純に積算すれば1960～76年の17年間に、のべ480万件に達している。⁹⁾ わが国のいかなる図書館の蔵書冊数よりも大きな数字が得られているのである。年間の処理能力は、図書出版点数の10倍をこえていることになる。このような存在は、目録論争の視点を拡大させる有力な一助となるものと筆者は考えている。

そのみでなく、抄録事業は前述のコンピュータ（オンライン）化と国際協力が既に常識となっている。さらに、これに含まれる記述は学術文献自体に含まれている“引用文献”の記述との直接のつながりを失ってはならないわけである。書誌的リンクを保つための努力である。しかし、世界のすべての執筆者、利用者、抄録事業の間の文字通りの統一は空想に近い。主題検索についても同様である。ここに“近似”としての標準化が目途され努力される理由がある。

目録論においても、実際には近似的な実用（システム、利用を含めて）しかあり得ないことは明らかである。近似をどうとり入れるかが、ローカルな努力における意志決定であると考えられる。利用者の側からみても、彼の期待は近似的なものである。彼が利用したシステムの評価は、操作者としての利用者であり、彼にとっては、一つの目録又は書誌は、また一つの選択にしかすぎないものである。

このように考えると、図書館界における目録論争は、利用者を含めて近似度の理解を深めるルールとして、今後進められなければならないものと思う。

II. 基本用語と基本概念

顕示された用語（概念）は、顕示されていない用語（概念）との対比においてのみ、その意義が明確になるものである。むろん、これらの用語は一般の国語における用法を精密化することはあっても、余りにも常識とくい違った使い方をすることは許されない。さて、新版が顕示し、むしろ誇示ともいえる力点を置いている用語（概念）は何であろうか。

A. 目録規則の“目的”

一般に、規則・規程の類の目的は、その第1条におけるのを例とする。目録規則もその例外ではない。新版の第1条（以下、§1という形で表記する）は：

§1.1 目的

この規則は図書館の所蔵資料を検索する目録の作り方について、全国的に標準化をはかることを目的

とする。

〔傍点筆者〕

この表現では、標準化をはかることが目的であると解釈するのが普通であろう。より細かくいえば、はかることが目的であるということになり、従って、§2以下では、そのはかり方が規定されていると予期することになる。

目的を規定する『日本目録規則 1952年版』および『日本目録規則 1965年版(修正)』（以下それぞれ、52年版および65年版と略記する）の各第1条を比較すると：

52年版

§1 この規則は図書資料の目録記入について規定するが、和漢書の取扱いを主とする。洋書については米国図書館協会制定目録規則（1949年第2版）及び米国議会図書館制定記述目録規則（1949年版）によることとするも、洋書の少ない中小図書館においては本規則を適用して差支えない。

65年版

§1 目的

この規則は、図書館の目録のうち、著者書名目録（以下目録という）の作り方について規定する。

さて、52年版の後段は別の概念であるから、ここでは読まないこととすると、52年版、65年版ともに、§2以下で具体化するものを包括的に予告する表現であるということが出来る。これらに対し、新版の表現が異質であることは、説明を要しないであろう。

また、52年版になく、65年版ではじめて、“規則”と一体化した“序説”でも、その1を“目録の目的”とし、一種の図書館学的な定義あるいは解説のようなものを記している。これと比較すると、新版の“図書館の所蔵資料を検索する”という表現部分も、同じく図書館学的な句であって、すべての目録および目録規則に通用すべきものであって、この新版に特有のこととはいえない。もしこの句を除いてみると：

*§1.1 目的

この規則は、目録の作り方について、全国的に標準化をはかることを目的とする。〔*印は、改変した表現であることを示す〕

という形となり、先に述べた如く、“標準化をはかること”に力点があるとする筆者の解釈が、無理なものではないことが、支持されるようになると思う。

“標準”という語も、52年版では用いられていない。

65年版に至って、本文ではなく、序説 §7 (2)に、“わが国における標準目録法であって、…”と初めて用いられている。この“標準”という句の用い方は、かつて青年図書館員連盟がその綱領の1つとしてかかげた“標準分類法”における“標準”にまで遡って考えてみることができそうである。

さて、“標準”の語義は後に論ずるものとして、ここでは、まず、この縮約文の中の、“標準化をはかることを目的とする。”という表現から、§1.2 以下へと、私どもが期待することは、標準化の“はかり方”という諸規定であろうということが考えられる。

標準化の方策を定め、個々の“標準”(規格)を定める手順を規定する法律として“工業標準化法”(昭和24年6月1日法律第185号)がある。その第1条も(法律の目的)という事項見出しがつけられている。

第1条 この法律は、適正且つ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

この条文の表現は、文章構成が複雑である。しかし、“この法律は…目的とする。”という全体の骨格は明らかである。中間で、“により”と“によって”という形で、手段が二重になっているのが、複雑さの一つの原因となっている。常識的に、後段の“…工業標準化を促進することによって、”の方が重いものと解釈してよいであろう。“制定により…標準化の促進によって、”その効果として“改善”と“合理化”が“図られ”るという表現形である。“…あわせて”以下は文字通り蛇足である。本来、公共の福祉への寄与を目的としない法律ができるはずはないからである。この法律のみの特殊性とはいえない。

以上の考え方を進めて、冗句を削り、手段・効果における二重の表現を単純化してみると、次のようになるうか。

*第1条 この法律は、工業標準化の制定及び普及により工業標準化を促進化することによって、品質の改善、生産等の合理化を図ることを目的とする。

この基本文型と、新版第1条の文型とを比較すると、

著しく異なる一点があることは容易にわかるであろう。即ち、新版では“…により”という表現部分が欠落したわけである。この“…により”という部分は、先に手段としたが、法律文では、その法律が第2条以下で直接規定しようとする事項そのものを示し、“…を図ることを目的とする”は、むしろ、その法律の定めるものが、実行されたならば、最終的にそうなる、そのようにしたい、という、法制定の方向づけ、基盤などを抽象的に示すものと考えられる。従って、“…により”という部分をもたない、新版 §1.1 は形をなしていないものとなり、§1.2 以下で何を規定するのか予測が不可能となり、この §1.1 自体を解釈しにくくしているということができよう。見方を変えると、よくできた目録規則第1条(目的)は、規定内容が如何に変わろうと、永久不変であっても差支えないものと考えてもよいようである。

52年版、65年版、新版を通覧すると、それぞれの第1条(新版は §1.1)が、毎回著しく形を変えているように見えるが、前2者は“…を規定する”という部分のほかに、適用の範囲を示す部分を含み、この変化が大きかったことがわかる。新版では、この部分は §1.2 として、別になっているのである。新版にならって、52・65年版の各第1条から、適用の範囲にかかわる部分を除くと：

52年版 この規則は、図書資料の目録記入について規定する

65年版 この規則は、図書館の…目録の作り方について規定する。

の如く、味もそっけもない表現となる。これに対し、新版は一見、新しい装いをまとったように見えるが、上記の如く、結局形式的に中途半端におわっている。内容的にも、後に考察する如く、折角の“標準化”に関して、何ら新しいものをつけ加えるところがないと判定されるのである。

“目的”と関連して、§1.2 (対象となる資料の種類)を考えてみたい。これは、一般的には、たとえば日本工業規格の様式¹⁰⁾のとおり、“適用の範囲”がわかりやすいように思う。しかし、“標準化法”自体は、他の法律と同じく、“定義”として第2条においている。図書館法、学校図書館法、著作権法なども、それぞれ第2条を“定義”としている。例外的と思われるものに、消防法が“用語の定義”、社会教育法が“社会教育の定義”を用いる例がある。

新版 §1.2 を、§1.1 (目的) から独立させたことは、

一つの改善ともいえる。しかし、この規定の内容については、早くから異論が多いところであり、筆者自身も真向から反対する一人であることを、あえて述べておきたい。

これを形式的にいえば、まず、事項見出しの表現“対象となる”は、筆者の語感からすれば、“対象とする”をとりたように思うが、それよりも、本文の表現自体が、舌たらずの感を大きく与える。法律文の例を参考にすれば、“この規則”という句が入っていないことがわかり、そのために、“…対象とするが”および“…を取扱う”の主語がない形となってしまうのである。52年版、65年版は、“目的”の文に組み込まれているために、“この規則は…(適用の範囲)…規定する”という構成に要約される。適用の範囲を分離すれば、“この規則は…に適用する”とするか、“この規則において「図書館資料」とは…”(図書館法第2条にならう)とする方が常識的であろう。

§1.2で適用の範囲を限定すれば、§1.3以下の条項はそれなりに首尾一貫してくるわけであるが、問題を§1.1とからめて、目録および目録作業の原点にかえて考えると、この§1.2の限定によって、全国的標準化も限定されたものとなることは明らかである。この予備版を、発展の1段階と解すれば、着実な標準化の将来が期待できるわけであるが、そのような叙述は、この予備版には見当たらない。

新版も、あいかわらず“序説”が本文の前に掲げている。これを法律の“前文”と解釈できるであろうか。『法令用語小辞典』¹¹⁾によれば、“前文とは“その法令の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章をいう。”とされ、“実質的にも形式的にも、…法律等の一部を構成するもの”であり、“単なる説明でなく、…拘束力をもつ”ものである。

“序説”は、52年版にはなく、その『日本目録規則解説(1954)』ではじめて現われている。これが65年版では本文とともに刊行され、条文もどきに条番号が附された。これが、“修正・増補事項(1970)”では、何の説明もないまま、条番号がはずされ、しかもかなり重要な変更が行われた。新版もこの条番号のない形式を踏襲し、65年版と同程度のあまい表現をもち、到底、法律の“前文”に相当するものではなく、従って何ら拘束力をもたないものと思う。

この序説も、“全国標準化の必要性”をうたっていて、§1.1と対応している。しかし序説の文脈は、目録の標

準化よりも、目録規則の標準化を強調していると解される表現である。

さらに、新版で標準化を強調することは、これまで52年版や、65年版が全く標準化を指向するものではなかったとの解釈の上に立つのであろうか、という疑問を大きくするものである。もちろん、“標準化”という句はこれまで顯示されていない。せいぜい、65年版序説7で、“標準分類法”という表現を用いるにすぎない。しかしながら、本来、日本目録規則と称するものは、標準化のための努力を示すものである。ただ、法律の如く強制力をもつものではないから、日本目録規則の立案、制定者の意図が、どの程度整一に受容され、実行されるかによって、実質的に一つの標準たり得るか否かが判定されるものとすべきであろう。筆者は、65年版も、十分に標準化を指向し、またそれに役立つものとして、教育もしてきたのである。日本目録規則に従うことによって標準化が達成されることは、65年版においても、新版においても、基本的には変わらない。将来、さらにX年版が制定されても、同様であると思う。

B. “編成”と“構成”

新版§1.4と§1.5とを併せて解釈しようとする、2つの条項に分けた趣旨がわからなくなる。そもそも、“編成”と“構成”とは識別できる語であろうか、また、それならば、目録学用語たり得るか否か、という疑問が起る。

この2語の識別のために『新明解国語辞典第二版』を引用すると次のとおりである。

こうせい〔構成〕 それぞれの役割を果たしている各部分を、一定の順序や配置に従って一つのまとまりある・形(組織)に組み立てること。また、その組み立てられたもの。〔用例なし〕

へんせい〔編成〕 全体を見渡し、相互に矛盾の無い統一ある組織にまとめあげること。〔用例略す〕

両語の語釈を比較すると、“構成”は複数の“部分”をさらにまとめるという点で、“編成”と区別され、しかもここでいう“部分”は、それ自身一つの役割を果たすようにまとまっているわけである。

比較のために、かの有名な『広辞苑第二版』を引用するが、その語釈は第二版で多少改善されたが、殆ど形を成さない典型と思われるので、あえて引用する。

〔構成〕 かまえつくること。幾つかの要素を組み立てて一つのものにこしらえること。また、その結果。構造。〔なお、初版では“かまえ、つくること。くみたてること。こしらえること。構造。”とあった。〕

〔編成〕 あみつくること。組織し形成すること。
〔初版、同文〕

『学術用語集 図書館学編』では、構成は採録されておらず、編成は英語の filing に当ることが示されている。

以上により、“構成”は必ずしも図書館学用語とせず、その一般的な用法からみて、一般語を通用に従って用いればよいであろう。そして、“部分を組み立てる”という語釈から、§1.4がむしろ目録の構成に当り、逆に、§1.5が『学術用語集』にもある如く、目録の編成としたいものである。

図書館学用語としての“編成”の使用例では、たとえば岩淵泰郎¹²⁾ 山下栄¹³⁾のものが最も妥当であると思う。これらの場合には、編成と排列とは、かなり重なり合う感があるが、差支えないであろう。なお、“排列”は新版第4章全体がこれにあてられているが、ここでは、“編成”は全く用いられていない。

例によって、原文を引用し、その改訂私案を示す。

§1.4 目録の編成

目録は、書名、著者、主題（件名標目または分類標目で表現される）を手がかりとして検索するために、書名、著者、件名、分類ごとに編成することを原則とする。

注：〔略す〕

これを次のように書き直してみる：

*§1.4 目録の構成

目録は、書名、著者、および件名または分類ごとに編成した3つのファイルによって構成するのを原則とする。

注1：書名、著者、件名の3ファイルを統合して1つのファイルとすることができる。これを辞書体目録と称する。

注2：〔原注を入れる〕

新しく導入した“ファイル”は、旧稿で提案したところである。これを“目録”としても誤りではないが、全体と部分が同一の名称でしか呼べないことの不便が大き

いからである。

52年版および65年版の相当条項は：

52年版

§2 目録は基本記入、副出記入、分出記入及び参照をもって構成する。

65年版（修正）

§2 目録の構成

目録は、個々の図書についてつくられる基本記入と、必要に応じてつくられる補助記入とで構成される。

(1) 基本記入〔以下略〕

この両者はいずれも、52年版では暗示的に、65年版では顕示的に、いわゆる“著者書名”目録のみにかかわる規程の1条項であるから、全体の目録が、著者、書名、主題目録（即ち、ファイル）から構成されると規定すべきいわれがない。従って、上の各第2条は、“著者書名目録は…”と読むべきものである。従って、1本の著者書名ファイルに、いかなる副出記入を加えようと、加えまいと、ただ1本のファイルであることには、変りがない。

外見的に“目録は…構成する（される）”と類似しているが、旧版と新版とでは、思想が全く異なるのである。そこで新版で“編成”と“構成”との使いわけが必要となったものと思われる。編成はファイルの複合体としての全体目録を、また構成は、1つのファイル内のくみたてを示したわけである。それ故、新版 §1.5（目録の構成）は、旧版の第2条に当り、しかも徹底して“記入”を避けて、このような表現（目録カード）になったのであると思われる。

C. “記入”と“目録カード”

“記入”についても、既に研究グループの指摘があるが、直接的な発言としては、記入は“目録用語として重要な用語であり、…解説しておくべきである。”とひかえめな形になっている。もちろん、関連の用語として、“単一記入制”、“単一記入”、“分割記入”、“分出記入”などもとりあげられている。

これらの用語例を、規則の条項の順にあげると：

	用語解説
§2.1.2.1 分割記入、一括記入	有
§7.3 単一記入制	有
本文になく、用語解説のみのもの 記入	有

基本記入	有
副出記入	有
分出記入	有

間接的〔‘解説’の文中に“記入”を用いるもの〕

“解説”の見出し(50音順)	“記入”を含む用例
件名標目	記入の排列位置を示し
件名目録	記入を作り
字順排列	記入の排列
書名目録	記入を作り
総合目録	記入を編集
著者目録	記入を作り
二次排列	記入は…排列される
標題紙	記入作成にあたって
標目	記入の最初に
標目指示	記入として; 記入を除去
副出記入	作成される記入
付属資料	記入の対象とは
分類標目	記入の排列位置を
目録(図書館の)	記入を…排列
ユニット・カード	記入を…複製; 記入が完成
分類目録	〔なし〕(後述)

このような状況を、“記入”という用語が目録学上必要不可欠な用語であることを裏付けるものと解するか、あるいは、個々の解説および用語解説全体が、十分に熟していないためと解するか、意見のわかれるところである。

§1.5 (目録の構成)によれば、目録は“目録カード”の排列によって構成されるものであるから、上記解説文中の“記入”は、すべて“目録カード”と読み替えるのが順当な態度であろう。

たとえば:

* 字順排列 記入 [i. e. 目録カード] の排列にあたって、標目の語 (word) に関係なく、全体を一単位として文字 (letter) の音順に排列する方法。…

* 二次排列 記入 [i. e. 目録カード] はまずそれぞれの標目によって排列されるが、…

新版に限定すれば、“記入”と“目録カード”とは殆ど等価であるから、相互に入れ替えても差支えないように思われる。しかしながら、目録学の立場からは、この新版のみにとられた用語に固執できない。また、新版自身も、その序説で基本記入制を否定する論拠の背景として電子計算機云々をとり上げる以上、“記入”と、物

的な呼称である“目録カード”との、概念的な区別は明確にしておいた方が、将来とも無用な混乱を防ぎ、便利であると思われる。それ故、概念としての“記入”は保存しておきたいものである。

ただし、表現形として“記入”は重みがなく、日常用語としての“書きこむ”と区別し難い。仙田正雄は、早くからこれに対して“著録”という新しい用語を提案していたが、¹⁴⁾ 日本目録規則にかかわった人々には受容されず、目録学者もこれを黙殺したようである。仙田の定義する著録は:

著録 Entry

1. 目録上で、個々の図書についての記録。目録を構成する単位となるもので、基本著録及び補助著録があり、また著録の行われている標目の性質によって、著者著録・書名著録・及び件名著録がある。I F L A (1961) 決議では、著録の種類を基本著録・副出著録及び参照の三種をなしている。
2. 用語 Entry としては、著録に採用された標目という意味もある。従って Entry としては、上記の1及び2共に Main entry 及び Secondary entry (Added entry) を通じて、共通に使用されてきている。

研究グループは、“目録カード”に関する事項で、

- (i) 物的素材としての目録カード、
- (ii) カード目録、
- (iii) 内容を重視する記入、

の3者の意味を明らかにすべきである、としている。もちろん、仙田の著録は、この (iii) に当たるわけである。

なお、このほかに、仙田は“目録”を次のように定義する:

目録 Catalog

個々の図書その他の資料を、規則と書式に従って記述した著録を、何らかの組織的方法で編成した一覧。図書館で作成するところの目録、図書館目録は、特定の図書館に限られる、いわゆる蔵書目録である。だから、所収範囲が限られないところの書誌(解説、文献目録など)とは区別される。

この前半部は少しもたついた感じを与える。筆者のこれまでのやり方を適用すれば、“著録”の定義は“著録”の項にゆずって、ここでは“著録を編成した一覧”で足りると思う。

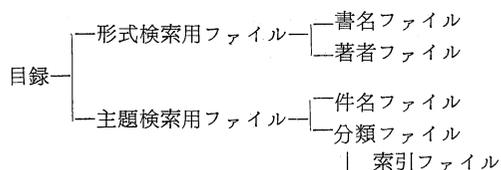
筆者は概念としての“記入”の必要を認めるものである。ただし、記入は表現として不合格であり、新しく著録を導入することも、実績の裏付けがないので、暫定的に“記録”または“レコード”をJISから借用しておきたい。

JIS C6230-1970 情報処理用語

0405 記録, レコード (record) 情報処理の目的上の理由により一単位として取扱われる関連した項目の集まり。

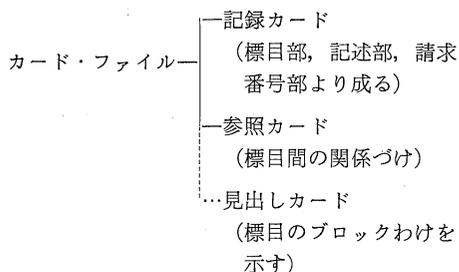
[項目 item, ファイル file も別に定義されている]

さて、目録概念のヒエラルヒーを図示して、用語の識別を考えると、次のようになるであろう。



形式検索用ファイルのいずれか1つ、および分類ファイルは、“単一記入”(定義は新版による)“ファイル”とすることもできる。また、この単一記入ファイルを“事務用”ファイル、または書架目録 (§3.2.4.4 (注) 参照) に仕立てることができる。

各ファイル共通には、カード目録としては、



ということになるであろうか。

念のためにいえば、上の図の“目録”系は抽象的な存在とし、下の図のカードファイルは物的な存在と考えるのである。

III. 表記法および記号の使い方

“目録カード”の排列のために片かな標目原理を採用した以上、まずカナ表記の規定が必要となるが、本来これは辞書の仕事であり、目録規則では、その直接関連する事項についてミニマムに規定することとなる。新版では、第7章付則に要約されている。

付則は次のとおり3つの異なる規定より成る。

§7.1 片かな表記法

§7.2 区切り記号法

§7.3 単一記入制目録のための標目選定法

当面、§7.3 は考察の対象としない。

片かな(およびローマ字)表記において、最初から最後まで問題となり、解決されないことは、分ち書きである。そのほかに、単字単音の表記のかなづかいの問題、外来語、外国語の表記の問題が重なり、さらに時代による変遷、従って情報源としての図書自身における表記と、一般通用のものとのくいちがいが、またこれへの目録規則としての対応の仕方などの問題が重畳する。

A. 表記の問題

§7.1 は片かな表記法と題するが、以下次のように構成されている。

§7.1.1 和語、漢語

7.1.2 外来語

7.1.3 アルファベット表示の固有名、語句

7.1.4 統一標目としての外国人名

7.1.5 拗音、促音

7.1.6 長音

7.1.7 拗長音

付 第1表, 第2表

さし当り、最も関心をもつべきものは、やはり §7.1.1 である。例によって条文を引用する。

§7.1.1 和語、漢語

各種標目中の和語・漢語(漢字を使用する日本、中国、朝鮮の人名、団体名、地名を含む)は、その発音に従い、第1表により表記する。

以下、12箇の実例があげられているが、和語の例ばかりで、漢語および漢字を使用する人名の例は載っていない。何か特別の理由があるのであろうか。もっとも、人名については、§3.4.3.2.1、書名については §4.1.1 などに既に例示されているからともいえよう。

分ち書きについては規定がない(できない?)が、排列は §4.1.2 等によって、語順でなく字順であるから、分ち書きは排列に全く影響しない。しかしながら、藤井が提案する“語順の排列法”¹⁵⁾を採る余地があるとすると、分ち書きの問題は排列と密接な関係をもつようになることは、自明であろう。山下にも同じ趣旨の提言がある。¹⁶⁾この両者は、一応問題を件名目録(藤井)および分

類目録の件名索引(山下)に限定しているから、比較的
に‘硬い’句に偏ることは免れない。書名、とくに文学
書の書名では、文に近い、‘軟かい’表現がふえ、分ち書
きによるわかりやすさが気になるところであるが、これ
については、記述独立方式の特色として、カナ標目が漢
字まじりの書名のフリガナの形になる利点は大きいと思
われる。“漢字を早く呈示する”という筆者の考えは、
この場合には生きてくる。

なお、‘漢語’という表現は誤りではないが、古風な感
じを与え、誤解を与えやすい。むしろ山田俊雄のいうよ
うに“漢字語”を導入してはどうであろうか。¹⁷⁾いうま
でもなく、漢字語のなかには、字音読みのもあり、訓読
みあり、重箱・湯桶読み、あて字あり、大へんにぎやか
である。字音読みの漢字語の中にも、中国古典に由来す
るものよりも、幕末明治以後の造語の方があるいは多く
用いられているかもしれない。いずれにせよ、山田のい
う如く検索者の立場から見るとある漢字語がどう読まれ
るか決定できない(する必要がない)場合もあり、全く
読めない場合も少なくはないであろう。この観点は、必
ずしも新版特有の問題ではなく、かな排列およびローマ
字排列方式いずれにも内在する問題である。

“表記”という語に関して、研究グループは『広辞苑』
を用いたための大きな誤解があった。

『広辞苑』の初版によれば:

- 表記 ① 表面にかきしるすこと、おもてがき。
② あらわししるすこと。「価格—」

「同第2版」

- ① [同じ]
② 文字であらわししるすこと。「一法」

標記 めじるしとしてしるすこと。またその文
字。標号。符号。

ここでも、『新明解国語辞典第二版』の方が、“明解”
である。

表記 一する

- ① 物の表に書・くこと(かれたもの)。「一
の住所」
② 内容をはっきり文字に書き表わすこと。
「価格—」
③ 言葉を、文字・記号などで書き表わすこ
と。「一法」

私どもがいま採るべき語釈は、「新明解」の③である
ことは説明を要しまい。“言葉を文字で表わすこと”を
表記というのは前述の山田が“仮名表記”、“漢字表記”
などの語を用いていることからわかるし、築島裕の
『国語の歴史』¹⁸⁾文化庁『改定現行の国語表記の基準』¹⁹⁾
でも、誤解の余地はない。標目の部分でのみ表記を考え
るから、標記ととりちがえるのであって、“表記”の言
語学的な用法は、確立されているのである。

問題は、むしろ、“発音に従う”という稚拙な表現に
係るものと思う。研究グループが既に指適するのも当然
である。たとえば §3.4.3.2 の例“ゼネラル”が“発音
に従っ”たものかどうか、議論の余地が多いであろう。
“ゼネラル”だけについていえば、“ジェネラル”が“ゼ
ネラル”のように直音化する傾向は一般にあり、「新明
解」の次の例からも“ゼネラル”の方が日本語の中でな
じんだ読みであることは類推できる。

ジュスチュア	ゼスチュア
シェネレーション	⇒ゼネレーション
シェパード	⇒セパード
ジュントルマン	⇒ゼントルマン

⇒は‘ヲ見ヨ’参照の記号である。

これらに対し、シェのまま使われる例もまたある:

シェーカー
シェークハンド
シェード
シェーピング
ジェット
シェリー

故に、英語の -ge- などがジェでなく、常にゼとすべ
き根拠は十分でない。

研究グループは、ひかえ目な提案として“読みの典拠
などに、多少ともふれるべきではないか。”としている。
ここではしなくも“読み”という表現が使われているが、
筆者も感覚的に、“読み”をとりたように思う。“読み”
は §3.4.3.2.2 (人名の読み)でもっばら用いられてい
る語である。これを要約すると:

§3.4.3.2.2

- (2) 日本名で、かなで表わされている名がその
読みと異なるときは、その読みを記載する。
(下線筆者、以下同じ)
(3) …姓と名の間の「ノ」の読み
(4) 中国人名…、漢字の日本語読み 注:[略]
(5) 中国人名…日本語読み

…母国語読み

“読み”はルーズな用語であるため、却って“発音に従う”というよりも、目録規則の中ではおさまりがよいと感じられる。“読み”には“読み癖”も含めたいが、予備版では特に規定がなく、統一標目表にも例示がない。これらの“読み”は、いうまでもなく、読みの‘表記’のことを意味する。読みのあいまいさと、‘書き’のあいまいさだが、外国語の場合には重なっているのであって、到底‘発音’をしろすことはできず、ジェネラルと書こうが、ゼネラルとしようが、結局は日本語音による‘読み・書き’が標目となるのであると考えたい。

§7.1の片かな表記法の付第1表、第2表には出典が記されていない。このうち、第1表は、いわゆる五十音図を拗音まで拡大した拡大五十音図であるから、特に出典を必要としないとしても、第2表は、外来語表記のための、第1表の補足部分に当るわけであるが、これと一致するものが見当たらない。

国語審議会報告『外来語の表記』（昭和30年刊）に付された“外来語を書くときに用いるかなと符号の表”（以下、30年表という）のうち、上記第1表の後段がひとつのヒントを与えると思う。しかし、同じ出典に基いた65年版付録5“かな・ローマ字表記法”別表の該当部分とも異なるところがある。

これに加えて、“外国の地名・人名の書き方”（案）（昭和21年3月、文部省国語調査室、以下、21年表という）、という案もあり、この両者には若干の出入りがある。厳密に言えば、30年表は外来語の表記のためであり、21年表は、外国語のままの地名・人名を発音転写するためという、目的、使用範囲の差異がある。明らかに“外来語”の表記は、わが国の音韻体系になじむよう、文字使いの範囲が狭くなっていることがわかる。

この目録規則では、当然、外来語よりはるかに広く、外国の地名・人名を写すことを目的とすると見なければならぬ。

§7.1.2 外来語

7.1.3 アルファベット表示の固有名、語句

7.1.4 統一標目としての外国人名

外来語とは、30年報告にあるとおり、“国語にとり入れられた”ものであり、とり入れの経緯によって、またとり入れた後でも、それぞれの語の動きによって、表記法も動く可能性があるように思う。

たとえば、『新明解国語辞典第二版』の“う”の項目の外来語を、『広辞苑第二版』と対照すると次のようになる：

「新明解」〔例〕

ウィーク
ウィークリー
ウイスキー
ウィット
ウイニング
ウイルス

「広辞苑」〔例〕

ウィーク
ウィークリー
ウイスキー
ウィット
ウイニング
ウイルス

両者を比較すると、共通するのは、ウイルス学会で定めたウイルスのみで、「広辞苑」はすべてウィ、逆に「新明解」はウィと見事に対立している。

しかし、「新明解」所収20語の“ウ・イ”で始まる見出し語のうち、“ウイ”は16語（80%），“ウィ”は4語（20%）であるのに対し、「広辞苑」では、“ウ・イ”は参照を除き48語、そのうち固有名詞21、普通名詞27、このうち“ウイ”は上記ウイルスのみで、あとはすべてウィである。ということは、これを原則として立てた結果のようである。同じ方針は“ウ・エ”にも認められるからである。

このような表記における“ゆれ”は、もちろん“発音”の変化に基づくものではなく、“読み”（即ち“書き”）の落ち着き方によるものと解したほうがよいであろう。一義的には定め得ないように思う。それ故、書名標目としては書名自体に用いられている片かな表記のとおりを転記することになるであろう。（排列に影響しない故）

B. 記号の使用、不使用

1 記号一般

§7.2によれば、記述の各書誌事項の区切りには‘字あげ’を用い、I S B Dの区切り記号を用いないことが規定されている。

‘字あげ’は、65年版では規定されていないにも拘らず、実例ではすべて字あげを用いている。予備版でこの未公認の慣習を規定化したことは正しい。

§7.2のただし書きで、著者表示における複数の著者の区切り、2種以上のページ付の区切りに句読点を用いるとあるのは、研究グループの指適のように表現の誤りであり、§3.4.3.2.1の如く‘コンマ(,)’とすべきであった。

I S B Dの複雑な区切り記号法を採用しなかった点は、わが国ではなじみがないという理由で、筆者も一応賛成するが、別の観点からみれば、一種のタグとして機能するのみでなく、外国の目録（たとえばLCのMARC）との一貫性を保つ意味から、再考して見る価値もありそうである。どんなものであろうか。

“字あけ”というのは視覚的に弱い記号であり、新版では、記述部の書誌事項間に限定している。しかし、種々の用例から帰納すると、標目における字あけは、書誌事項間の区切り機能と別の意義があるということになる。書名あるいは団体名の標目における字あけは、排列には影響せず、全く読みやすさのために適宜用いられるものようである。

なお、団体名に関して、65年版の“副標目”の概念を全く否定したのは、納得し難い。もし、副標目制を認めるとすると、このための区切り記号としては‘字あけ’では困ることになるのは明らかである。少なくとも、許容事項として副標目制を認め、65年版の如くピリオド(.)の復活を提案したい。

2. 字あけ以外の記号

字あけ以外の記号は次の3種があると思われる：

- (i) 規定された記号種と使用方法をもつもの、
- (ii) 書名等に出現し、そのまま転記されるもの、
- (iii) 規定も、出典もなしに、目録記述の実例で用いられているもの。

まず、各種記号を、予備版の条文および実例における出現順にひろってみると、次のようになる。ただし、下線は、規定として現われているものを示し、併せて該当条項を示してある。

- p. 10 角がっこ §2.1.2.3, §2.1.4.4, §2.2.4.4, §2.2.4.5, §2.4.1.3, §2.4.2.3, §2.5.1.2, §2.5.1.3
- p. 12 ()
- p. 13 ・(中点) 例 “書名は標題紙・表紙による” (注記)
 ・(規定のあるもの) §3.4.3.2.1 (4)
 : 例 “背の書名: 大竹…”
 : (規定のあるもの) §2.7.6.4, 2.7.8.1, §2.9.7
- p. 14 「 」 例 “奥付の書名: 大竹省二作品集「照る日曇る日」
 , (コンマ) 例 “大畑昇一, 猿渡良一著”
 . (ピリオド) 例 “山村嘉巳著.”
- p. 15 < > 例 “歩く道具<靴>の条件と…”
丸がっこ §2.2.3.1, §2.4.2.4, §2.6.1, §2.6.2, §2.7.6.4
- p. 16 = 例 アンドレ・ジイド=ロジュ・マルタン・デュ・ガール 往復書簡

- p. 19 c §2.4.3.2
- p. 20 ? 例 [1972?]
 - 例 [197-]
 -- 例 [19--]
- p §2.5.1.1
, (コンマ) §2.5.1.2
- p. 21 ~ (波ダッシュ) §2.5.1.4, §2.9.5, §2.9.6
. (小数点) §2.5.3.1 注
× (掛ける印) §2.5.3.2
- p. 38 a §3.4.1 (2)
s §3.4.1 (3)
○ (マル?) §3.4.1 (4)
- p. 46 — (長音符) §4.1.1 注3
- p. 51 — (ダッシュ) 例 ドウブツツーシイク

本来、一箇の“記入”は、目録カード上では、上から下へ、標目部、記述部、注記部、標目指示部の4部分に分けて考えられる。(請求記号を除く)予備版ではそれぞれ、第3章、第2章、第2.7章、第3.4章が対応している。従って、仮りに利用者の立場に立って、与えられた目録カードを上から下へ、この順で読みとるものとすれば、それぞれの部分における記号が、文字と同様に問題となるわけである。そのうち、検索に直接関係があるのは、標目部における記号のみである。

a) 標目部に用いる記号

先へのべた如く、標目部における‘字あけ’記号は、排列に影響しない以上、あらためて考察するまでもないようである。ただし、読みやすさのために、特に書名標目において常識と合致するあけ方(分ち書)が望ましい、ただし、件名標目、団体名標目においては基本的な問題が残されていることは、これまで再三述べたとおりである。

標目で用いる(.)コンマは、§3.4.3.2.1 (1)で規定されている如く、姓と名を区切り、外国人名は転置し、§4.2.2によって前後をそれぞれ排列の1単位とする作用が与えられている。即ち、姓と名の間のコンマは個人著者名ファイルの排列に最も強い強制力をもつものであり、‘字あけ’記号とは根本的に異なるということが出来る。件名標目における——も、その限りでは同等の力をもつといえる。しかし、著者標目又は件名標目と同形の文字列が書名ファイルに現われる場合には(,)、又は(——)は用いず、‘字あけ’を用いるのである。

例: §4.1.4 ナツメ ソウセキ [書名]

§4.2.7 ナツメ, ソウセキ〔著者〕

なお, (,) でなく(・)(中点)および二重ハイフン(=)は, '字あけ'と同じく, 排列単位を決定する力をもたない。(例多し)。

ダッシュ(——)は, 件名 標目の排列に関する規定 §4.3.2 および 4.3.4 で, 無定義的に“細目”の使用を認め, その例において(——)を用いている。にも拘らず, この(——)は著者標目における, (,)と同等の排列単位決定力をもたせているのは, 筋が通らない。たとえば, 排列単位決定の点のみから見れば, (——)は著者標目における(,)に置き換えても, 同じ効力をもつことがわかる。

- ドубツ, シイク
- ドубツ, ズカン
- ドубツ, ニホン
- ドубツェン
- ドубツブンルイガク

もし, 一般的に表現するとすれば, §4.3.4 は, §3.3.1 (件名) および §4.4.1 (分類記号順) などとにらみあわせて, たとえば

“標目に用いた件名標目表の指示に従って…”
などといった形で, 間接的に表現しなければならないであろう。苦しいところである。

以上のほかに, (・)(中点又は中黒)の使用が §3.4.3.2.1 の第4項で規定されている。

例: マイヤー・フェルスター, ウイルヘルム

排列に影響しないという機能面からみれば, (・)は'字あけ'と等価である。

*マイヤー フェルスター, ウイルヘルム

標目が'字あけ'をもつことは, 個人名では同じ条の第2項, 第8項で例示されている。

例: ド ゴール, シャルル

- フォン ノイマン, ジョン
- メイジ テンノウ
- セイ ショウナゴン

団体標目には片かなの例が示されていないが (§3.3.2.2), 恐らく次のようになるであろう:

ニッポン センバイ コウシャ ハママツ コウ
ジョウ

キョウト ダイガク リガクブ オウツ リンコ
ジッケンジョ [所をショと読むか, ジョと読むか不明, 「新明解」の“研究所”の例にならう。]

このように, '字あけ'を含む形が普通であるとする

と, §3.4.3.2.1 の第4項で指定するように, 中点(・)を用いる理由は稀薄になる。標目部では, 以上のほかにも, 果して標目に含まれるのか否か, 必ずしもはっきりしない要素を, 丸がっこ()に入れて“付記”することが, 規定に明記されている場合と, 例示のみされている場合とがある。

§3.3.2.1.1 (人名) [例示]

(3) 名のみ著者…必要事項を付記する。

ピウス (2世)

フリードリヒ (2世, プロイセン国王)

§3.3.2.1.3 (同名異人) [例示]

鈴木清 (1906～ 工芸家)

尾上菊五郎 (5代目)

§3.2.3.2.2 (同名異団体) [例示]

社会科教育研究会 (東京学芸大学内)

§3.3.2.2.3 (国の行政機関) の(2)および(3) [規定]

技術研究本部 (防衛庁)

§3.3.2.2.8 (外国の団体) [規定]

“…所在地名等を丸がっこに入れて付記する。”

上の〔例示〕とあるのは, “必要事項を付記する”とか, “…を付記して区別する”とかいう表現であって, “丸がっこに入れて”という語句がない形を示す。

§3.4 標目指示においては,

§3.4.3.2 著者標目

§3.4.3.3 件名標目 §3.5.3

§3.4.3.4 分類標目 §3.5.4

のいずれも, 付記のための丸がっこの使用が部分的に規定されている。たとえば:

§3.4.3.2 著者標目

標目は, 原則として片かなで表記する。ただし, 付記事項は漢字等を用いる。

標目が記述中の表示によらない場合は, 必要に応じてそれに該当する漢字等を丸がっこに入れて付記する。 [下線筆者]

外国の人名および団体名で図書に原綴しか表示されていないものは, その原綴を発音に従ってかな表記し, 原綴を丸がっこに入れて付記する。

[下線筆者]

この第2項は分かりにくい。§3.1 標目の範囲の注(2) “記述中にないが参照によって導かれる書名, 著者名”と対応するものと思われるが, 実例を伴わず, 具体的には考え及ばない。

ところで, 形式上, 標目への付記は, 書名を除き, 次

の3つの場合に考えられる。

著者名 必要に応じてカナ標目でない要素を漢字等で丸がっこに入れて“補う”ものといえる。

件名 かな標目と等価の漢字等を丸がっこに入れて併記するにすぎない。ただし、原則として、すべての件名標目は、‘かな(漢字等)’という組合せ形となる。

分類 必要に応じて、特定の分類項目においてのみ、分類記号のあとに‘かな(相当の漢字)’が付加された形となる。〔§3.4.3.4 および3.5.4の例で分類記号のあとにハイフンを用いることは、規定にない。〕

以上で、標目部に用いられる記号種はつくされよう。

b) 記述部本体(書誌的記述部)において用いる記号規定により強制された記号は、次のとおり、角がっこ、中点、および丸がっこの3種である。

角がっこ〔 〕

規定 §2.1.2.3(情報源) および §2.1.4.4.(誤記、誤植) は一般的に適用される。

§2.2.4.5(著者の省略), §2.4.1.3(出版地不明), §2.4.2.3(出版者不明), §2.4.3.2(出版年不明) は、それぞれ指定のように用いる。

以上は、いずれも図書(の所定の箇所)に表示がなかったか、あるいは誤っていると判断した場合に、目録者が判断したことを示す機能が〔 〕に与えられている。元来、記述部は“図書”に表わされたものを転記するのを原理とする。“漢字は、原則として、標題紙に使用されている字体を記載する”(§2.1.4.2.)この限りにおいて、その図書にないものをつけ加え、または明らかな誤りを正し、さらに、あるべき要素の欠落を示し、目録者の責任を明らかにする。

しかし、このような転記の原理からみれば、

§2.1.4.4(誤記、誤植)

書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正して記載し、必要があればもとの形を注記する。

という規定は、原理的に異なったものを採用していることになる。ただし、この原理の転換は52年版、65年版から踏襲されてきている。

52年版

§80 誤植、誤記

明らかな誤字、脱字は、正しい形を〔 〕に入れて補正し、必要に応じてその旨を注記する。

「解説」(p. 65)による例:

柳田国男

小さき者の声 柳田国〔男〕著(標題紙及び奥付の著者名は柳田国夫に誤る)

65年版

§85 誤植、誤記

明らかな誤字は正しい形に訂正し、必要に応じてもとの形を注記する。脱字は角括弧に入れて補記する。

荒川 秀俊

気候変動論 東京 研究社

昭和34〔1959〕

標題紙の著者表示は〔荒川俊秀〕

誤記のまま転記するか、あるいは訂正して記載し、注記を加えるか、かなり基本的な問題であると思われる。検索の立場からすれば、当然、正しい形の標目によって検索すべきものであるから、いずれかの段階で訂正が行わなければならない。ただし、“正しい形”とは何か、当用漢字への変換 (§2.1.4.2(文字), “発音に従う”(§3.4.3.2)問題, および“最初に目録記入を作成する図書に表示されている(人名)の形”(§3.3.2.1.1)の問題などと勘案して、なお考察すべきことがあるように思われる。

丸がっこ()

これは最も広く用いられる記号である。このうち、標目部で用いられる場合は先に論じた。記述部での使用も、条文で規定されたものと、単に例示されている場合とがある。

規定された場合:

§2.2.3.1(巻次、回次、年次)

年次を丸がっこに入れて記載する。

§2.4.1.1(出版地)

都道府県名を丸がっこに入れて付記する。

§2.4.2.4(発売、製作、印刷)

それぞれ「(発売)」「(製作)」「(印刷)」と付記する。

§2.5.1.3(ページ付のない図書)「1冊(加除式)」

と記載する。

§2.6.1(叢書名)

丸がっこに入れて記載する。

§2.6.2(2以上の叢書名)

おのおの丸がっこに入れて記載する。

「日本目録規則 新版 予備版」の表現についての疑義

§2.7.6.4 (付属資料)

名称のつぎに丸がっこに入れて記載する。

以上に共通することは、叢書名に関する2規定を除けば、記述の基本要素というよりは、むしろ“付記”あるいは“補記”に近い性質をもっていると思われる。叢書名は、書名的一种であり、標目として立てられることがある (§3.2.1.2(3)) から、そのウエートは高く、ただフォーマットの都合上、大きさの記載位置におかれたものと解される。

規定がなく、例示のみの場合：

§2.7.4.2 (複製本, 抜粋, 抜刷)

必要事項を注記する。

「宇都宮市史」(下野史談会昭和3年刊)と「宇都宮誌」(下野史談会 大正15年刊)の複製, 合本

§2.7.7.1 (原本の叢書名)

必要があるときは、これを注記する。

(芸艸会 昭和6年刊)の複製

§2.7.7.2 (編者)

必要があるときは、これを注記する。

占部都美 (責任編集)

以上、いずれも注記に属する事項であり、注記のやり方について規定がない。たとえば、「宇都宮市史 下野史談会 昭和3年刊」としても、一つの“記入”を十分暗示する。同様に、§2.7.7.1の例は、§2.7.4.2との関係が不明である。もし §2.7.4.2 を適用すれば、

書誌学 小見山寿海著 東京…1971 は原本の標題紙等について必要事項を注記しなければならない筈であるから、「書誌学」(出版者 昭和6年)とすべきものではなからうか、その場合、原本の叢書名は、どう注記すべきであろうか。

三番目の占部都美 (責任編集) の丸がっこの使用は、説得力がない。§2.2.4.1 (著者表示) における“著作の種類を示す語 (著, 共著, 作, 文, 画, 撮影, 作曲, 編等) を付す”という規定を準用すれば、[§2.2.4.4 も同じ]、“責任編集”は不要なのではあるまいか。

このように、注記部においては、かなり不統一であるので、問題であるが、記述部についてのみいえば、65年版の規定を大略踏襲したものであって、その意味ではわかりやすいといえよう。ただし、“丸がっこに入れて”という語句を惜しまない方が、規定として明確になるであろう。

C. 最も不安定な規定——書名と副書名

§2.2.1 は書名の、§2.2.2 は副書名の規定である。まず両者の表現を比較してみると、表現の相異が見出される：

§2.2.1.1 (書名)

書名は、標題紙、奥付、背、表紙から、そこに表示されている形をそのまま転記するが、書名の一部分が、2行書きまたは小さな文字で表記されているときは、原則として1行書きまたは書名の他の部分と同じ大きさの文字に改める。 [下略]

§2.2.2 副書名

副書名は、書名につづけて、その図書に表示された形をそのまま記載する。ただし副書名の長いものは注記の位置に記載してもよい。 [下略]

相異点の第1は、書名の情報源の優先順位 (§2.2.1.2) を暗示する“標題紙…”という表現が、副書名の規定にはないことである。“その図書に…”という表現のみで足るのであろうか。あるいは、“書名の場合に準じて”などという句が必要なのであろうか。

相異点の第2は、“転記”と“記載”との差にどのような含みをもたせているのかということである。これについては研究グループの意見が要をつくしていると思う。

書名規定の後半 (2行書き云々) と、副書名規定のただし書きとに共通することは、目録者が、“形をそのまま”ではなくて、ある種の操作を加えるべきことが指示されていることである。この点は、単純な転記でなく、また形の保存でもない、何かを示そうとしているわけであり、表現を工夫してほしいところである。

いわゆる冠称の取り扱いについては、真中も述べているように、²⁰⁾日本語で書かれた図書に特有な現象であるらしく、その解決のためには、副書名も併せて考えるべきものである。

以上は、書名および副書名のテキストに関する規定として考えたのであるが、そのほかに、実際には種々の、文字以外の記号を用いる例が多いので、これを考えてみたい。条文の表現、“形をそのまま”に、文字以外の記号を含むか、どの程度含むか、あるいは含めないものもあるのか、規定が不十分である。

新版の唯一の例は、§2.2.2 (副書名) の条にある：

靴をつくる 鈴木玲子著 [下略]

副書名：歩く道具<靴>の条件と、トータルファ

ッションの中での生かし方から、作り方までという例で、記号として〈 〉とコンマ(,)が用いられている。

これが“形をそのまま”記載したものであることは疑いない。(注記の位置に移されてはいるが。) §2.2.2 のただし書きでは、副書名の“長さ”が注記へ移す条件となっているが、判断の規準は示されていない。この例では、記号を含めて38字あるから、常識的に“長い”と判断する人が圧倒的多数となるであろう。

それならば、もう少し短い副書名はどうであろうか？

[25字] ロンドン海軍縮小問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携

“ 保安上の技術的な基礎と応用 (物理化学及び事故例付)

[24字] 安保をめぐる国内対立の解決とアジアの平和への提案

[23字] アメリカの戦争犯罪に対する北ベトナムからの報告

[21字] 伊藤久秋教授古稀江沢譲爾教授還暦記念論文集

[20字] ケーススタディ方式による80のポイント集

[18字] アジアにおけるマルクス・レーニン主義

[16字] プロレタリア文化大革命紅衛兵文選

以上の例は『東京都立中央図書館蔵書目録』より借用したものである。²¹⁾この調子で副書名を“長い”ものから短いものへと並べていくと、個人的にはある程度、この辺かなという範囲は認められるようになるかもしれない。一方、本書名などとの関連から、本書名で足りる場合もあろうし、逆に、本書名と副書名とを入れ替えた方がよいと思われるものもあるように思う。

しかし、このような質的判断は目録者には殆ど許されていない。やはり、単純に量的な判断の基準がほしいところである。

副書名は、その長さによって記載位置を替えることが許容されているとしても (§2.2.2)、本書名と副書名との相互関係は、副書名は、“書名につづけて、”としか規定されていない。§2.2.2 のも一つの例：

神と玩具との間 昭和初年の谷崎潤一郎

では1字あけになっている。これから、“つづけて”は“あとに”という意味であって、連続させて(1字もあけずに)という意味ではないことがやっとわかるようになる。もちろん、§7.2 区切り記号法によれば、“記述の各書誌事項の区切りは、字あけとし、...”というわけであ

るから、これが書名と副書名との間に適用されるとすれば、§2.2.2の規定は、前後関係のみを規定すれば足りる。これも、§2.1.3 によって既に規定されているように思われる。

§2.1.3 記述すべき書誌の事項とその記載順序

記述すべき書誌の事項とその記載順序は、つぎのとおりとする。

(1) 書名と著者に関する事項

- ① 書名
- ② 副書名、巻次 (または回次、年次)
- ③ 著者表示 [下略]

ここで②の2つの事項は、実例によればすべて‘字あけ’とされているから、当然別項とすべきであろう。

つぎに、文字以外の記号について、同じく“都立中央”の目録から実例をとってみる：

i) 本書名に用いられている記号例

1. 『資本論』と現代
2. 「資本論」の成立
3. 「現代」への哲学的思惟
4. スミス・ヘーゲル・マルクス
5. ウィリアム・ペティ
6. 経済学・歴史と理論
7. 経営の中の〈日本〉発見
8. めざめよ！ 朝日人
9. やったるで!! スクーブ
10. マルクス=エンゲルス教育論
11. コミュニティ=その理想と現実
12. “民社党政権”下の安全保障...
13. “共産党政権”下の安全保障...
14. '70安保一問一答

すなわち、記号種でいえば

2重かぎ	『 』
かぎ	「 」
中点	・
フレンチクォート	< >
感嘆符	!
2重ハイフン	=
引用符	“ ”
	“ ”
アポストローフ	'

ii) 副書名で用いられている記号例

これに対して、副書名は原則として前後に――をつけて記載されている。その内部で、次のように記号が用い

「日本目録規則 新版 予備版」の表現についての疑義

られている(本書名と併せて示す):

1. ケインズ経済学の発展——「一般理論」後の三〇年の歩み——
2. 近世経済思想の研究——「国益」思想と幕藩体制
3. 指導力——「長」になったら読む本——
4. 自習経済学——プログラム・ブック——
5. 神話をつくる人々——〈豊かな社会〉の真相——
6. 危ない経営——こんな会社は倒産する!——
7. 女子社員の管理——“私は上司を替えてほしい”——
8. 初期マルクス研究——「経済学=哲学手稿」における疎外論——
9. ケインズ——“新しい経済学”の誕生——
10. 静かなる降伏——サンライズ作戦/大戦絡結を演出す——

本書名と副書名とで、記号種に若干の出入りはあるとしても、上記の例から、いずれかに固有のものはないであろうという推定はつくであろう。

見方を変えて、標目および排列の問題から考えてみると、標目の排列に決定力があるのは、個人著者標目における(,)のみであることを先に述べた。(件名標目における——の使用例は、規定を伴っていないが、その効力は個人著者における(,)と同等である。)

すべての記号はカナ表記できないし、する必要もなさそうである。たとえば:

『五月革命』論

→ゴガツカクメイ ロン

人間・その理想と現実

→ニンゲン ソノ リソウ ト ゲンジツ

「むずかしい子」の指導法

→ムズカシイ コ ノ シドウホウ

マルクス=エンゲルス教育論

→マルクス エンゲルス キョウイクロン

めざめよ!! 朝日人

→メザメヨ アサヒジン

「資本論」について、同じ目録の書名索引を見ると、

{資本論…	21
{「資本論」…	2
{合理化…	10
{「合理化」…	2

というように、むしろ「」などの記号を用いなくても用が足りる例が圧倒的に多いことが示唆される。「」の使用には必然性がないといえよう。

一寸珍しい例では次のようなものがある:

新人中堅幹部

→シンジン チュウケン

新人関係読本

→シン ニンゲンカンケイ

新・人の上手な使い方

シン ヒト ノ ジョウズナ

これらは要するに“読み”の問題であると考えられる。

副書名は §3.2.1.2 によって“必要に応じて標目とする”ものであり、標目化(カナ表記)の際、‘字あげ’を活用することは、規定されていないが、多数の例によって示されている。この際、諸種の記号は排列に作用しないから、落しても差支えない。ということは、記述においても、記号を落してもよいかということである。

これに対しては、なお研究すべき点が多いが、一切の記号を用いない方法も一つの選択肢として考察に値すると思われる。

いずれにしても、記号の処理についても、明確に規定すべきであろう。

より大きな問題は、書名と副書名との間に字あげ以外の記号を用いるか、ということである。前述の如く、§2.2.2 には“つづけて”というのみで、何の指定もない。わずかに例示によって字あげを用いる(らしい)ことを推察するのみである。しかし、字あげはもともと“弱い”記号であり、また各書誌の事項の区切りにも用いられる (§7.2) から、一つの字あげが、何のためであるかは、直接にはわからない。その為か、「都立中央」の目録では副書名は前後に——という強い記号で形式づけられている。本書名より小さい活字を用いるか、——を用いることは、多くの本で実際に見うける様式でもある。小字を用いることが許されない (§2.2.1.1 より類推) とすれば、——を用いるのが自然である。

これに対する別法としては、思いきって I S B D (M) (1974) の如くコロン(:)を用いるかということである。長期的にみれば、コロンの使用が最も正当化しやすいが、今日の慣習に全くなじまない点で、なお研究を用するものと思う。

IV. ま と め

『日本目録規則 新版 予備版』は、52年版、さらに

65年版の先行する規則と、2つの面で異なる原理を導入している。その第1は、“記述ユニット・カード方式”であり、第2は、“非単一記入制”である。第1点については、制定過程からすでに多くの意見がでていられるので、あえて反対論を重ねることもないと思われるので、論じなかった。今回は、新版を一応新しい目録規則として受容すると仮定して、この予備版の表現が十分に通用するものか、否か、を数点について考察してみた。

最初に、規則としての体裁を、法律の形式との類似から批判して、かなり稚拙であることを、“目的”の項について結論した。これとの直接の関連として、§1.2も併せて、形式を整えなければならないと考える。さらに、一般に法律では“定義”がこれに続く。ISBD(M)もまたその例外ではない。目録規則でこの形式をとるか、“用語解説”の形をとるか、十分に考えていないが、新版は“解説”にも不備がある点は、研究グループによって詳細に論じられている。

目録学用語とはいえないが、“構成”と“編成”については、強く再考をうながしたい。これらの考察の過程で、はしなくも『広辞苑』を使用することのたよりなさが実証された。これについては研究グループも配慮が足りなかったように思う。辞書の評価も図書館学者として、慎重であってほしいと思う。

用語および概念としての“記入”については、一つの目録規則として表層化された表現形の背後に目録学の確立が必要であると思われる。この新版の表現のあいまいさは、早晩その改訂を予定しなければならないと判断されるが、いかなる“規則”となろうとも、またこれまでの目録規則、作られている目録、そのための実施細則、さらに刊行されている書誌一般、ならびにごく近い将来予定されるコンピュータ化を見通して、基礎的な概念と用語を逐次確実にしていくことが、“目録規則作成者”よりも、むしろ目録学者の責務ではあるまいか。

表記法については、その典拠の説明がなく、十分に納得させるものがない。これに対し、文字以外の記号の使い方については、管見をのべた。即ち、一方では規定の表現の不備が目立ち、とくに書名記載における記号の処理は、規則の表現をより精密化しないと、“基本記入”について述べた“基本記入の標目の選定が必ずしも一致するとは限らない”とはちがった意味で、なお、形式的不一致を免れないことになるであろう。目録者(排列者を含む)の立場とともに、検索者の立場も同等に考慮に

入れて書名、副書名、冠称を総合した条文の思想および表現の精練を強く望みたい。

- 1) 日本図書館協会目録委員会. “日本目録規則 新版予備版(案),” 図書館雑誌, vol. 70, no. 8, 1976, p. 352-60, vol. 70, no. 10, 1976, p. 420-32, vol. 71, no. 2, 1977, p. 115-20.
- 2) 日本図書館研究会 整理技術研究グループ. “日本目録規則新版予備版(案)における用語および用語解説について<批判>,” 図書館界, vol. 29, no. 4, 1977, p. 119-34.
- 3) 藤井千年. “主題目録の排列について——NCR 新版を中心として——<その1 件名目録の排列>,” 図書館界, vol. 30, no. 2, 1978, p. 20-6.
- 4) 山下栄. “分類目録の件名索引法 第Ⅱ部 索引規則,” 図書館界, vol. 30, no. 2, 1978, p. 41-57.
- 5) 丸山悦三郎. “基本記入のゆくえ,” 図書館界, vol. 30, no. 2, 1978, p. 58-70.
- 6) 木村正昭. “岡山大学附属図書館における目録編成について,” 図書館界, vol. 30, no. 2, 1978, p. 71-8.
- 7) 真中祐一. “都立中央図書館における和書の目録作業,” 現代の図書館, vol. 14, no. 3, 1976, p. 112-19.
- 8) 小林胖. “目録における漢字の取扱いの問題点,” *Library and information science*, no. 13, 1975, p. 47-66.
- 9) 日本科学技術情報センター. 日本科学技術情報センター20年史. 東京, 同所, 1977. p. 178-9.
- 10) JIS Z 8301-1973. 規格票の様式. 東京, 日本規格協会, 1973.
- 11) 法令用語小辞典. 林修三他共編 東京, 学陽書房, 1978. 590 p.
- 12) 岩淵泰郎. 和漢書目録の作り方. 東京, 日本図書館協会, 1969. p. 143.
- 13) 山下栄. 件名目録の実際. 東京, 日本図書館協会, 1973. p. 192.
- 14) 仙田正雄. “目録法関係用語解,” 図書館界, vol. 16, no. 2, 1964, p. 45-57.
- 15) 藤井, *loc. cit.*
- 16) 山下, *loc. cit.*
- 17) 山田俊雄. 日本語と辞書. 東京, 中央公論社, 1978. (中公新書 494) p. 22.
なお, 山田によれば, “ジャーナリストの性癖として, 『広辞苑』によれば」云々というような引用文が, 大した生産的思考をもたらない状況を見るにつけ……” とある.
- 18) 築島裕. 国語の歴史. 東京, 東京大学出版会, 1977. (UP 選書 177) 251 p.
- 19) 文化庁. 改定現行の国語表記の基準. 東京, 帝国地方行政学会, 1974. 457 p.
- 20) 真中, *loc. cit.*
- 21) 東京都立中央図書館蔵書目録 1966-1970 総記・社会科学. 1975. 本文 561 p.